

議員の庁舎内での活動についての懸念(回答:5月28日時点)

私はここ数ヶ月、市役所を訪れる機会が何度かありましたが、その際に気になる光景を目にすることがありました。市議会議員の方が、市役所内の執務スペース(カウンター奥の職員の職場)に、特に許可を受けている様子もなく立ち入っている場面を何度か見かけました。

気になってしばらく様子を観察してみたところ、議員が職員、特に管理職の机の前で新聞のようなものを配布・販売しているような場面が見受けられました。これは以下のような点で問題があるのではないかと感じています。

市議会議員であっても、庁舎内の執務スペースへの立ち入りには制限があるはずであり、無断での出入りは庁舎管理規則に反する可能性があること。

勤務時間中に、職員が執務中のデスクで新聞の売買を行うことは、職務専念義務に照らして適切ではないように思えること。

特に管理職の方々にとっては、「購入を断ると後々議会等で支障が出るのでは」という心理的な圧力につながりかねず、公平性や中立性の観点でも問題を感じます。

市役所が市民にとって信頼できる中立な行政機関であり続けるためにも、議員の庁舎内での行動について、市として一定のルールの明確化と適切な対応をご検討いただければと思い、このような形で意見をお送りしました。

どうぞよろしくお願いいたします。

回答

今回のご意見は、機関紙の購読についてのことと推察いたします。

庁舎内で物品販売や配布等の行為をする場合は、庁舎管理規則により、あらかじめ市長の許可を受ける必要があることから、今後は許可を受けたうえで、執務スペース外において休憩時間中および勤務時間外でのみ行うこととします。

なお、機関紙の購読については職員個人の自由であり、制限されるものではありませんが、職員への心理的な圧力や、精神的・経済的な負担とならないよう、議員には職員に対して配慮するよう求めています。

議会事務局(2025年5月回答(5月26日～5月30日))

カテゴリ	その他 > その他
担当部門	議会事務局
公開日	2025年06月12日
受付日	2025年05月14日
管理番号	P00002245

市営住宅について(回答:5月29日時点)

(2025年5月受付)

伊勢市の市営住宅全体の空き率はどのくらいありますか。

空き部屋があるのになかなか入居できないと聞いたことがあります。

空いている部屋があるならもう少し入居要件を緩和するなり収入などの要件なしで貸し出すなりマッサージやアロマなどの事業を営む人の施術場所として貸し出すことをしてはどうですか。

本当に必要とされている人に貸し出しできる制度にしてください。

回答

伊勢市では老朽化への対応や、時代ニーズ・人口構造の変化に応じて、限られた財源下で、効果的かつ持続的な市営住宅の管理運営を進めていくため「伊勢市営住宅等長寿命化計画」を策定し、その計画の中で、目標管理戸数を683戸としています。この目標管理戸数に対して、空室の割合は約14%となります。

また、ご提案いただいたマッサージやアロマなどの施術場所として市営住宅を利用する案についてですが、市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給することを目的として整備したものであるため、事業用途での貸し出しは行っておりません。

今後も、住宅に困窮する方々に速やかに貸し出しできるよう努めてまいりますのでご理解賜りますようお願いいたします。

住宅政策課(2025年5月回答(5月26日～5月30日))

カテゴリ	その他 > その他
担当部門	住宅政策課
公開日	2025年06月12日
受付日	2025年04月16日
管理番号	P00002244